

議案第59号

くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、くすのき広域連合規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

くすのき広域連合規約の一部を変更する規約

くすのき広域連合規約（平成11年4月28日許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
第1条から第17条まで 略	第1条から第17条まで 略 <u>（広域連合の事務の承継）</u> 第18条 <u>広域連合の解散に伴う事務の承継については、関係市が議会の議決を経てする協議をもって定める。</u>

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。